

木津川上流管内河川レンジャー

運 営 要 領 (案)

木津川上流管内河川レンジャー会議

運営要領(案)

木津川上流管内河川レンジャー運営要領(案)

目次

- 第1章 総則(第1条-第4条)
- 第2章 木津川上流管内河川レンジャー(第5条-第21条)
- 第3章 木津川上流管内河川レンジャー懇談会(第22条-第27条)
- 第4章 木津川上流管内河川レンジャー会議(第28条-第33条)
- 第5章 木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会(第34条-第40条)
- 第6章 雜則(第41条・第42条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本運営要領(案)は、木津川上流管内河川レンジャー(以下「河川レンジャー」という。)活動の運営について定めるものである。

(河川レンジャー活動を運営する組織)

第2条 河川レンジャー活動を運営する組織は、次の各号に掲げる組織をもって構成する。

- (1) 木津川上流管内河川レンジャー懇談会(以下「懇談会」という。)
- (2) 木津川上流管内河川レンジャー会議(以下「レンジャー会議」という。)
- (3) 木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会(以下「推薦委員会」という。)

2 前項各号の組織は、木津川上流河川事務所長(以下「事務所長」という。)が設置する。

(事務局)

第3条 事務所長は、河川レンジャー活動及び前条第1項各号の組織を運営するために、木津川上流管内河川レンジャー事務局(以下「事務局」という。)を設置する。

2 事務局は、木津川上流河川事務所管理課並びに事務所長が指定した者とする。

(経費の負担)

第4条 事務所長は、次の各号に掲げる経費等を実費負担する。

- (1) 河川レンジャーの活動に必要な経費及び備品の購入等費用
- (2) 懇談会、レンジャー会議、推薦委員会及び講座の開催運営費用

第2章 木津川上流管内河川レンジャー

(河川レンジャーの構成)

第5条 河川レンジャーは、個人をもって構成する。

(河川レンジャーの役割)

第6条 河川レンジャーは、淀川水系河川整備計画で示している行政と住民等との連携や協働を必要とする事項を推進するため、行政と住民との間に立って、防災学習や水防活動等の防災・減災を推進する活動、河川にかかわる環境学習等の文化活動や動植物の保全等の活動を実施するとともに、比較的穩便で危険を伴わない範囲における河川管理上の役割を担い、河川と地域との良好な関係を構築することを役割とする。

(河川レンジャーの活動内容)

第7条 河川レンジャーは、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 防災・減災、救援・救難の推進を図る活動 自分で守る・皆で守る・地域で守る取り組みの促進

(2) 河川の環境保全を図る活動

イ 河川環境保全・再生の普及・啓発・学習・住民参加の促進

ロ 河川環境のモニタリング

ハ 水質改善のための啓発活動

(3) 河川の適正な利用の推進を図る活動 河川環境の保全・再生の普及・啓発・学習

(4) 節水意識の普及・啓発活動

(5) 日常的な河川管理活動 河川管理についての理解・普及・啓発・学習・住民参加促進

(6) 河川にかかわる歴史・文化の普及・啓発活動

(7) 河川行政と地域・住民・住民団体のコーディネートを図る活動

(8) 川づくり・まちづくりへの参画・支援活動

(9) 木津川上流に関心を持ち愛護する人材を育成する活動

(10) 河川レンジャー活動に関するニュースの発行等の情報の発信

2 河川レンジャーは、活動を通して前項に規定する活動のほか、河川レンジャーの人材発掘や河川レンジャーとしてふさわしい活動をレンジャー会議に提案することができるものとする。

3 河川レンジャーは、河川レンジャーとしての活動中において、宗教活動、政治活動及び営利活動並びにこれら行為と紛らわしい行為を行ってはならない。

(河川レンジャーの活動範囲及び活動拠点)

第8条 河川レンジャーの活動範囲は、木津川上流域を主とする淀川流域とする。

2 河川レンジャーの活動拠点は、伊賀上野出張所構内にある上野遊水地集中管理センター資料室内に置く。

(河川レンジャーの定員)

第9条 河川レンジャーの定員は、若干名とする。

(河川レンジャーの任期)

第10条 河川レンジャーの任期は、任命から1年を達した日以後における最初の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 再任期間は再任から1年を達した日以後における最初の3月31日までとする。

(河川レンジャーの応募要件)

第11条 河川レンジャー応募者は、次の各号に掲げる要件を満たしていかなければならない。

(1) 木津川上流域で活動できる満18歳以上の者であること。

(2) 地域固有の情報や知識に興味や関心があること。

(3) 有能な河川レンジャーになれるよう日々熱意を持ち、自己研鑽や研修を惜しまないこと。

(4) 公共施設の不正使用等の法令に違反する行為を行っていないこと。

(5) 心身ともに健全で河川レンジャーとして活動できること。

(6) 本運営要領(案)を遵守できること。

2 河川レンジャー応募者は、前項各号に規定する要件を満たしているほか、次の各号に掲げる知識、経験及び資格等を有していることが望ましい。

(1) 解説、通訳、啓発に関する技術(インタープリテーション技術)

(2) コーディネートに関する知識と技術

(3) 緊急時対応に関する知識

(4) 危険予知及び回避などの安全確保や、安全教育に関する知識

(5) 環境保全やまちづくりなどの豊富な市民活動の経験

- (6) 地域のスポーツ活動指導や青少年育成などの豊富な経験
- (7) 郷土史への精通
- (8) 川や水に関する豊富な知識や実務経験
- (9) 川の指導者(初・中・上級)としての経験
- (10) 自然観察指導員の資格
- (11) 救急・救命法受講の経験

(河川レンジャー予定者の選考及び推薦)

第12条 推薦委員会は、河川レンジャー応募者並びに再任を希望する河川レンジャー(以下、「再任希望者」という。)の中から河川レンジャーとしてふさわしい者(以下「河川レンジャー予定者」という。)を選考し、事務所長に推薦する。

- 2 河川レンジャー応募者は、推薦委員会において河川レンジャーとして行いたい活動の発表(プレゼンテーション)を行わなければならない。
- 3 再任希望者は、推薦委員会において当該年度に実施した活動の報告等を行わなければならない。

(河川レンジャーの任命)

第13条 事務所長は、前条第1項の推薦を受けたときは、河川レンジャー予定者を河川レンジャーとして任命できるものとする。

(河川レンジャーの解任及び辞任)

第14条 推荐委員会は、河川レンジャーが次の各号に掲げる内容のいずれかに該当するときは、当該河川レンジャーを解任するための提案を事務所長に対して行うことができるものとする。

- (1) 活動の意志がないと認められるとき
- (2) 心身故障のため、活動の執行に堪えないと認められるとき
- (3) 公序良俗に反し、河川レンジャーとしてふさわしくない行為があると認められるとき
- (4) 活動中において宗教活動、政治活動、営利活動及びこれら行為と紛らわしい行為があると認められるとき
- (5) 公共施設の不正使用等の法令に違反する行為があると認められるとき
- (6) その他、本運営要領(案)に違反したと認められるとき

2 事務所長は、前項の提案を受け、解任の理由が妥当であると認められるときは、河川レンジャーを解任する。

3 推荐委員会は、河川レンジャーから辞任の申し出を受けたときは事務所長に報告し、事務所長は当該河川レンジャーの辞任を了承する。

4 事務所長は、第2項の解任又は第3項の辞任の了承を行ったときは、レンジャー会議に報告する。

5 推荐委員会は、第1項の提案を行うときは、事前に当該河川レンジャーに対して不服申し立てによる弁明の機会を与えなければならない。

(年間活動計画の作成・提出・決定)

第15条 河川レンジャーは、年度ごとの年間活動計画(案)を作成し、活動前年度中にレンジャー会議に提出しなければならない。

- 2 レンジャー会議は、前項の年間活動計画(案)の内容を審議し、河川レンジャーの活動としてふさわしいと認められるときは、当該案を年間活動計画として事務所長に報告する。
- 3 河川レンジャーは、前項の年間活動計画を変更できるものとする。ただし、変更が軽微な場合は事務局の承諾によるものとし、著しい変更の場合はレンジャー会議の承諾を得なければならない。

(活動報告)

第16条 河川レンジャーは、活動日誌を事務局に提出するとともに、活動の内容、経過及び結果等をレンジャー会議において報告しなければならない。

(河川レンジャーの報酬等)

第17条 河川レンジャーの報酬は月払いとし、河川レンジャーとしてふさわしい活動内容に対して支給するものとする。

2 河川レンジャーの報酬月額は、別に定める細則の規定によるものとする。ただし、活動内容に応じて報酬月額の増減を行う場合がある。

3 交通費等は、細則の規定によるものとする。

4 河川レンジャーとしての活動が月間中にない場合は、報酬を支給しない。

5 河川レンジャーは、第11条に規定する応募要件に関して虚偽の申告が認められるとき又は第14条第1項第3号から第6号までに規定する解任事項が認められるときは、その行為のあった月まで遡り、報酬を全額返却しなければならない。

(経費及び報酬等の支払い)

第18条 第4条第1項に規定する経費、前条第2項に規定する報酬及び前条第3項に規定する交通費等は、事務局が河川レンジャーに支払うものとする。

2 河川レンジャーは、前項の支払いに当たっては、事務局が指定する様式に必要な事項を記載し、事務局に請求しなければならない。

(保険の加入)

第19条 河川レンジャーは、河川レンジャーとしての活動並びに第15条第2項及び第3項に規定する年間活動計画に基づく活動を行うに当たっては、事前に、本人及び当該活動参加者を対象とした傷害保険等に加入しなければならない。

2 前項の傷害保険等への加入手続きは、事務局が行うものとする。

(事故の責任)

第20条 河川レンジャーが、河川レンジャーとしての活動並びに第15条第2項及び第3項に規定する年間活動計画に基づく活動中に起こした第三者及び本人に対する事故の責任は、法律上適正な責任の範囲内で事務局が負うものとする。

(河川レンジャーへの支援)

第21条 事務所長は、河川レンジャーの活動範囲や機会の拡大、活動に必要な物的及び人的支援、資質向上のための講習等の参加支援、民間交流の拡大、施設の利用等、河川レンジャーを支援する。

第3章 木津川上流管内河川レンジャー懇談会

(懇談会の役割)

第22条 懇談会は、河川レンジャー活動のよりよい運営のために、制度、運営計画、支援方策、河川レンジャーのあり方及び役割等について、指導・助言を行うことを役割とする。

(懇談会の構成)

第23条 懇談会は、次の各号の会員をもって構成する。

- (1) 学識経験者及び見識者 若干名
- (2) レンジャー会議座長
- (3) 三重県 伊賀建設事務所長
- (4) 独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所長
- (5) 伊賀市 建設部長
- (6) 名張市 都市整備部長
- (7) 国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長

(懇談会の組織)

第24条 懇談会の会員の委嘱は、前条第2項各号の会員に対して、事務局が行うものとする。

2 会員の任期は、委嘱された日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

<p>3 補欠のため又は増員によって委嘱する会員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。</p> <p>4 懇談会に会務を総務する会長を置き、会員の互選によりこれを定める。</p> <p>5 懇談会に副会長を置き、会長の指名によりこれを定める。</p>
(懇談会の運営)
<p>第 25 条 懇談会は、必要に応じて開催する。</p> <p>2 懇談会は、会員総数の過半数の出席をもって成立し、出席会員の過半数をもって議決する。</p> <p>3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。</p> <p>4 第 23 条第 2 項第 1 号を除く会員については、懇談会への代理出席を認めるものとする。</p>
(懇談会の情報公開)
<p>第 26 条 懇談会は、原則として、公開で行う。</p> <p>2 事務所長は、懇談会を開催するに当たっては、事前に木津川上流河川事務所のホームページ等に開催の案内を掲示するものとし、懇談会の開催後には、先のホームページに議事要旨を掲載する。</p>
(懇談会の開催)
<p>第 27 条 懇談会の開催は、会長からの提案を受けて、事務所長が招集する。</p> <p>2 事務局は、原則として、懇談会を開催する日の 2 週間前までに、各会員に対し、開催日時、開催場所及び議事内容を記載した懇談会開催の通知をしなければならない。</p> <p>3 事務局は、原則として、懇談会資料を懇談会の開催日までに、各会員に対し、送付しなければならない。</p>
第 4 章 木津川上流管内河川レンジャー会議
(レンジャー会議の役割)
<p>第 28 条 レンジャー会議は、河川レンジャー活動を主体的に運営する機関として、次の各号に掲げる事項を討議する。</p> <p>(1) 河川レンジャーの年間活動計画及び運営計画の決定</p> <p>(2) 河川レンジャーの活動報告及び運営報告</p> <p>(3) 河川レンジャーのあり方及び役割</p> <p>(4) 支援方策及び地域連携方策</p> <p>(5) 河川レンジャーの知識、技能及び能力の向上に資する取り組み</p> <p>(6) 円滑な運営に資する仕組みや制度</p> <p>(7) 運営要領(案)等の各種基準の制定及び改正提案</p> <p>(8) 懇談会への報告事項</p>
(レンジャー会議の構成)
<p>第 29 条 レンジャー会議は、次の各号の委員をもって構成する。</p> <p>(1) 河川レンジャー 全員</p> <p>(2) 三重県 伊賀建設事務所 事業推進室 流域課長</p> <p>(3) 独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 管理課長</p> <p>(4) 伊賀市 建設部 建設管理課長</p> <p>(5) 名張市 都市整備部 道路河川室長</p> <p>(6) 国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 管理課長</p> <p>(7) 国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 伊賀上野出張所長</p> <p>(8) 国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所 名張川出張所長</p> <p>(9) その他必要に応じて 若干名</p>

(レンジャー会議の組織)

第30条 レンジャー会議の委員の委嘱は、前条第1項各号の委員に対して、事務局が行うものとする。

- 2 委員の任期は、委嘱された日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。
- 3 補欠のため又は増員によって委嘱する委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 レンジャー会議に会務を総務する議長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 レンジャー会議の議事進行のため、河川レンジャーの中から座長を選任できるものとし、委員の互選によりこれを定める。

(レンジャー会議の運営)

第31条 レンジャー会議は、必要に応じて開催する。

- 2 レンジャー会議は、委員総数の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。
- 4 第29条第1項第1号及び第9号を除く委員については、レンジャー会議への代理出席を認めるものとする。
- 5 座長は、懇談会に出席するものとする。ただし、出席が困難なときは、座長があらかじめ指名する河川レンジャーが代理出席するものとする。
- 6 議長並びに座長は、推薦委員会及び第37条第5項に規定する推薦委員会が設置する意見を聴取する場に出席するものとする。ただし、出席が困難なときは、議長並びに座長があらかじめ指名する委員が代理出席するものとする。
- 7 座長は、必要があると認めるときは、レンジャー会議に関係者の出席を求め、討議に参考となる説明又は意見を聞くことができるものとする。

(レンジャー会議の情報公開)

第32条 レンジャー会議は、原則として、公開で行う。

- 2 事務所長は、レンジャー会議を開催するに当たっては、事前に木津川上流河川事務所のホームページ等に開催の案内を掲示するものとし、レンジャー会議の開催後には、先のホームページに議事要旨を掲載する。

(レンジャー会議の開催)

第33条 レンジャー会議の開催は、議長が招集する。

- 2 事務局は、原則として、レンジャー会議を開催する日の2週間前までに、各委員に対し、開催日時、開催場所及び議事内容を記載したレンジャー会議開催の通知をしなければならない。
- 3 事務局は、原則として、レンジャー会議資料をレンジャー会議の開催日までに、各委員に対し、送付しなければならない。

第5章 木津川上流管内河川レンジャー推薦委員会

(推薦委員会の役割)

第34条 推薦委員会は、第12条に規定する河川レンジャー予定者の選考及び推薦、第14条第1項に規定する河川レンジャーの解任に関する提案並びに第14条第3項に規定する河川レンジャーの辞任に関する報告を行うことを役割とする。

- 2 河川レンジャー予定者の選考に当たっては、別に定める「木津川上流管内河川レンジャー審査要領(案)」(以下、「審査要領(案)」という。)に基づき、公平中立な立場で審査を行う。

(推薦委員会の構成)

第35条 推薦委員会は、委員及びオブザーバーをもって構成する。

- 2 委員は次の各号のとおりとする。
 - (1) 学識経験者及び見識者 若干名
 - (2) 三重県 伊賀建設事務所 副所長
 - (3) 独立行政法人水資源機構 木津川ダム総合管理所 副所長

<p>3 オブザーバーは次の各号のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 伊賀市 建設部 建設管理課長 (2) 名張市 都市整備部 道路河川室長 (3) 国土交通省近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 (4) レンジャー会議議長
(推薦委員会の組織)
<p>第36条 推薦委員会の委員の委嘱は、前条第2項各号の委員に対して、事務局が行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 委員の任期は、委嘱された日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。 3 補欠のため又は増員によって委嘱する委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。 4 推薦委員会に会務を総務する委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。 5 推薦委員会に副委員長を置き、委員長の指名によりこれを定める。
(推薦委員会の運営)
<p>第37条 推薦委員会は、必要に応じて開催する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 推薦委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。 4 第35条第2項第1号を除く委員については、推薦委員会への代理出席を認めるものとする。 5 推薦委員会は、審査のために参考となる意見を聴取する場を設置することができるものとする。
(推薦委員会の情報公開及び守秘義務)
<p>第38条 推薦委員会は、非公開で行う。ただし、審査要領(案)に基づき、河川レンジャー応募者並びに再任希望者のプライバシーを害する恐れのある情報を除き、審査結果の要旨を木津川上流河川事務所ホームページ等で公開する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 推薦委員会は、河川レンジャー応募者並びに再任希望者に対し、審査結果を文書で通知する。 3 委員、オブザーバー及び事務局は、推薦委員会に関する情報について、守秘義務を負うものとする。 4 前条第5項に規定する意見を聴取する場の公開は、推薦委員会において決定する。
(推薦委員会にかかる情報開示)
<p>第39条 推薦委員会の河川レンジャー予定者の選考に関する情報の開示を請求されたときは、「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」に基づき、近畿地方整備局木津川上流河川事務所より開示する。</p>
(推薦委員会の開催)
<p>第40条 推薦委員会の開催は、委員長が招集する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 事務局は、原則として、推薦委員会を開催する日の2週間前までに、各委員に対し、開催日時及び開催場所を通知しなければならない。
第6章 雜則
(細則)
<p>第41条 事務所長は、本要領(案)に基づき、次の各号に掲げる細則等を定めることができるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 木津川上流管内河川レンジャー運営要領(案)細則 (2) 木津川上流管内河川レンジャー審査要領(案)
(運営要領(案)の改正)
<p>第42条 本運営要領(案)を改正するときは、レンジャー会議からの提案を受けて事務所長が行う。</p>
附則
<p>1. 本運営要領(案)は、平成20年3月4日から施行する。</p>

改正 平成 20 年 9 月 5 日

平成 21 年 7 月 8 日

平成 23 年 2 月 28 日

平成 23 年 8 月 22 日

平成 24 年 6 月 11 日

平成 25 年 7 月 31 日

平成 26 年 12 月 4 日

平成 28 年 12 月 5 日

平成 30 年 9 月 3 日

平成 31 年 3 月 5 日

令和 4 年 10 月 28 日